

令和4年8月22日
県土整備部技術管理課
043-223-3508

千葉県発注建設工事に関する総合評価方式における評価項目の「継続教育（CPD）の取組状況」に係る適用資格の追加について

企業の技術力の充実を図るため、千葉県総合評価方式の評価項目の「継続教育（CPD）の取得状況」に係る適用資格として、「管工事施工管理技士」を追加します。

1 評価項目の適用資格の追加

評価項目の「継続教育（CPD）の取得状況」の適用資格について、「土木施工管理技士」、「技術士」、「建築施工管理技士」及び「建築士」に「管工事施工管理技士」を追加します。

2 背景

「管工事施工管理技士」について、継続教育（CPD）証明機関の実績対象として認められ、当該資格における継続教育（CPD）制度が広く浸透してきていることから、適用資格に追加します。

3 施行年月日

令和5年1月1日以降に公告する工事

4 その他

千葉県総合評価方式のガイドラインについては、千葉県ホームページに掲載

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/koukyoujigyuu/hinshitsu.html>